を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十七号ヤ及び第三十七号の十一の権限、同項第四十号の二の権限（法第百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、同項第四十一号の権限、同項第四十二号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係るものに限る。）並びに同項第四十三号及び第六十四号の二二の権限を空港事務所長に行わせるものとする。

2・3　（略）

第二百四十二条　次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一　第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の四まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第四十四号から第四十六号まで、第五十三号、第五十四号、第五十六号及び第六十号の権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項、十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものを除く。）	当該事業場、空港等、航空保安施設又は物件の所在地を管轄区域とする地方航空局長
二　第二百四十条第一項第二号、第四号及び第七号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものを除く。）、同項第二十四号の三及び第二十四号の五の権限、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十六号の権限、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十八号及び第三十号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習	当該許可又は承認を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長

を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十七号ヤ及び第三十七号の十一の権限、同項第四十号の二の権限（法第百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、同項第四十一号の権限、同項第四十二号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものに限る。）、同項第三十六号の二、第三十七号オ及び第三十七号の十一の権限、同項第四十号の二の権限（法第百三十二条第一号の空域における飛行に係るものに限る。）並びに同項第四十一号及び第六十四号の二二の権限を空港事務所長に行わせるものとする。

2・3　（略）

第二百四十二条　次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一　第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の三まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第四十四号から第四十六号まで、第五十三号、第五十四号、第五十六号及び第六十号の権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項、十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものを除く。）	当該事業場、空港等、航空保安施設又は物件の所在地を管轄区域とする地方航空局長
二　第二百四十条第一項第二号、第四号及び第七号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものを除く。）、同項第二十四号の三及び第二十四号の五の権限、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十六号の権限、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十八号及び第三十号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習	当該許可又は承認を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長